

アイングループ贈収賄・腐敗防止方針

アイングループは、人々の健康や美に貢献する事業を通じ、お客さまの元気と笑顔を実現し続けるため、良識と倫理観を持った企業活動を行っています。企業活動における贈収賄・腐敗行為は、正当な商取引を阻害するだけでなく、反社会的勢力の資金源になる等の弊害も予想され、昨今、国内外において、贈収賄や腐敗行為に対する規制が強化されています。これら贈収賄・腐敗防止に対する取り組みの更なる強化を目的として、アイングループのすべての会社に適用される「アイングループ贈収賄・腐敗防止方針」(以下、「本方針」)を定めます。

1. 目的

本方針は、アイングループ全体で、倫理に則った企業活動を推進し、贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守を確保すること、並びに収賄を根絶するために、グローバルにおける贈収賄及び腐敗防止に関するルールと原則について最低限の基準を定めるものです。

2. 適用範囲

本方針は、役員、従業員、派遣社員等アイングループで働く全員(以下、「役員・従業員等」)及びアイングループ各社の実施権許諾先、代理人、仲介業者、委託販売先、アドバイザー、コンサルタント、請負人等アイングループのために、又はアイングループとともに行動する第三者(以下、「業務代行者等」)に適用されます。

なお、アイングループは、取引先、ビジネスパートナー等すべてのステークホルダーの皆様にも、本方針によりアイングループの贈収賄及び腐敗防止に関する価値観をご理解いただき、アイングループに関わる取引において本方針と同等の基準の遵守を求めます。

3. 適用法令等の遵守

本方針は、適用域内における贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守を確保するために、アイングループによって採択された贈賄及び腐敗防止の最低基準を定めるものです。しかしながら、域外において生じた行為にも適用される条項を含む贈賄及び腐敗防止に関する法令も存在し、当該贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守もまた必要とされます。役員・従業員等及び業務代行者等は、本方針のほか適用法令並びにアイングループ各社の社内規程、手続及び行動指針を遵守し、高度な倫理基準を維持する必要があります。本方針のいずれの規定も適用法令を妨げ、置き換え、又は優先すると解釈されてはなりません。いずれの国又は法域が本方針の規定よりも厳格な規定をもって適用法令を制定した場合には、役員・従業員等及び業務代行者等は最も厳格な適用法令を遵守します。

4. 贈収賄及び腐敗行為

- (1) 役員・従業員等及び業務代行者等は、倫理的で公正な方法で業務を遂行する必要があります。アイングループは、贈収賄を含むいかなる腐敗行為、また、それに加担する行為である司法妨害も厳に禁じています。賄賂は、あらゆる価値あるものを含み、必ずしも現金による支払いに限りません。ギフト又は娯楽の提供といった一般的な商慣行又は社会的な儀礼であっても、特定の法令においては、賄賂に該当するおそれがあります。
- (2) 役員・従業員等及び業務代行者等は、政治・行政等との関係において、政治・行政等の倫理や健全性に関する法令(国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、政治資金規正法、公職選挙法、刑法その他関係する国の法律・命令及び地方公共団体の条例・規則・訓令等)を遵守し行動します。また、公務員等に対する贈賄行為を一切行いません。
- (3) 役員・従業員等及び業務代行者等が禁じられる贈収賄及び腐敗行為には、以下の行為が含まれます。
- ① 直接又は間接を問わず、公務員等を含めいかなる者に対するかに関わらず、以下の目的(以下、「不正の目的」)をもって、賄賂又はそのおそれがある金銭、物品又は便益等を提供し、又は提供の申込み若しくは約束すること。
 - ・不正にビジネス上の便益を得る又は確保する目的
 - ・不当に当事者の判断又は行為を誘導する又はこれに影響を与える目的
 - ・その他、当事者の責任・権限にそむく行為を誘発する目的
 - ② 直接又は間接を問わず、不正の目的をもって、賄賂又はそのおそれがある金銭、物品及び便益等を要求し、受領し、又は受領の約束をすること。
 - ③ 直接又は間接を問わず、公務員等が実施する定型的な行政サービスに係る手続の円滑化又は迅速化の実現を目的とした少額の支払い(いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」を意味し、「チップ」や「心づけ」を含むこともあります。)を行うこと。
 - ④ 犯人蔵匿・隠避、証拠隠滅・偽造、その他司法の機能を妨害する行為(いわゆる「司法妨害」)を行うこと。
 - ⑤ 犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為(いわゆる「マネー・ロンダリング」)。

5. 接待及び贈答

役員・従業員等は、国の内外を問わず、取引先や公務員等との接待贈答について、社会的常識や健全な商習慣から逸脱したものは、授受しません。

6. 寄付、助成及び献金

アイングループ各社は、不正の目的をもって、寄付、助成金、慈善献金、政治献金その他の資金提供を利用しません。

7. 帳簿及び記録

アイングループ各社は、合理的に詳細な範囲で、取引、支払い、ギフト、食事及び娯楽に関する費用を正確に示した帳簿及び記録を作成及び保管し、また本方針、適用法令及びアイングループ各社の社内規程若しくは手続に違反するおそれを予防又は発見するための内部統制を維持します。

8. 報告・相談

- (1) 役員・従業員等及び業務代行者等は、本方針、適用法令及びアイングループ各社の社内規程若しくは手続に対する違反又は違反のおそれを発見した場合、その事案を、本目的等のために確立されたアイングループコンプライアンスホットライン又は上長に対し、直ちに報告します。
- (2) 役員・従業員等及び業務代行者等は、本方針、適用法令及びアイングループ各社の社内規程若しくは手続について質問等がある場合（本指針において禁じられている行為に該当するか否かが分からない場合などを含みます。）、上長又は法務部に相談するものとします。

制定:2022 年 9 月 1 日

改定:2025 年 11 月 1 日

株式会社アインホールディングス

代表取締役社長 大谷 喜一